

## 平成30年度県立病院医事業務強化事業 企画提案仕様書

### 1 業務名

県立病院医事業務強化事業 委託業務

### 2 業務期間

契約締結日から平成31年3月31日まで

### 3 業務の目的

病院事業を運営していく上で、極めて重要な診療報酬請求の適正化に努めるため、診療報酬算定に係る点検を行い算定漏れ・過剰請求を防ぐほか、さらなる収益を確保するため、医事業務の強化を図ることを目的とする。

### 4 委託契約額の上限

(1) 提案にあたっては、12,907千円（消費税及び地方消費税含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は、企画提案のために設定した金額であり、必ずしも契約金額ではない。

(2) 委託料は、業務完了後、実績報告書に基づいて額の確定を行い、精算払いを行う。

(3) 積算の費目は、次のとおりとする。

ア 直接人件費

イ 直接経費（旅費、使用料、燃料費等）（※1）

ウ 一般管理費（※2）

エ 消費税

※1 旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合は、税抜額で算定すること

※2 一般管理費については、次の計算式により算出すること。

（直接人件費＋直接経費）×10／100以内

### 5 主たる業務を行う場所

(1) 県立北部病院 沖縄県名護市大中2丁目12番3号

(2) 県立中部病院 沖縄県うるま市字宮里281番地

(3) 県立南部医療センター・こども医療センター  
沖縄県島尻郡南風原町新川118番1号

(4) 県立精和病院 沖縄県島尻郡南風原町新川260番地

(5) 県立宮古病院 沖縄県宮古島市平良字下里427番1号

(6) 県立八重山病院 沖縄県石垣市字大川732番地

(7) 県立病院課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

その他、県立病院課が指示する場所

## 6 業務の内容

### (1) 各県立病院の診療報酬算定に係る点検

入院及び外来診療分の点検を行い、診療報酬請求の精度向上を図る。また、適正請求のための具体的な提案と実施に向けた指導を行う。

### (2) 平成30年診療報酬改定及び各種検査等における支援

平成30年診療報酬改定に係る算定要件や施設基準の点検、個別指導や適時調査等に係る事前準備等の支援を行う。

### (3) 医事業務の強化に関する助言及び指導

病院職員向けの診療報酬、施設基準等に関する勉強会や研修を実施するほか、各病院で開催される委員会や会議へ必要に応じて参加し、医事業務の強化に関する助言や指導を行う。

## 7 業務の実施体制

今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。なお、業務従事者は本業を遂行するために専門的な知識を有し、十分な経験を有する者であること。

## 8 業務の実施計画

受託者は業務の実施計画を作成し、県立病院課の承認を受けること。

## 9 業務の報告及び打合せ

受託者は、定期的に県との連絡会議等を開催して業務の状況を報告するとともに、業務の進め方等について確認を行うこと。また、業務に関する報告書を毎月作成し、翌月15日までに県立病院課へ提出すること。

## 10 その他

(1) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、県立病院課との協議のうえ、その指示に従うこと。

(2) 本仕様書記載の業務内容については変更することがある。